

令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名:日高町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	97.4 %
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.6 %
全職員	93.6 %

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
課長相当職	97.3 %
主幹相当職	98.6 %
課長補佐相当職	94.2 %
係長相当職	103.6 %

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	98.6 %
31～35年	92.4 %
26～30年	96.4 %
21～25年	105.3 %
16～20年	- %
11～15年	92.9 %
6～10年	88.3 %
1～5年	117.8 %

【説明欄】

- ・任期の定めのない常勤職員以外の職員には、短時間勤務職員も含まれるが、日・時間換算は行っていない。月途中の採用者については、日割り換算を行っている。
- ・勤続年数16～20年は、一方が途中退職の1名のみであり、比較できない。
- ・勤続年数6～10年には、分限中職員が含まれるため、差異率に影響が出ている。
- ・勤続年数1～5年には、他団体からの派遣職員が含まれるため、差異率に影響が出ている。